

定数6

得票順位	氏名	年齢	住所	得票数
当 1	伊藤 繁満	64	斐川町坂田	2,525.984
当 2	大場 利信	63	斐川町中洲	1,767
当 3	井原 優	64	斐川町荘原	1,540
当 4	保科 孝充	66	斐川町求院	1,460
当 5	多々納 弘	77	斐川町出西	1,416
当 6	井上 恵夫	76	斐川町富村	1,279
7	坪田 揚子	68	斐川町神水	1,224
8	吉川 満	67	斐川町直江	986
9	稲田 清春	60	斐川町荘原	803
10	樋野 實	65	斐川町神水	680
11	黒田 充	53	斐川町荘原	630
12	伊藤 榮	64	斐川町直江	257.015

※1 年齢は平成23年10月30日現在です。
 ※2 得票数の小数点以下は、同姓又は同名などによる按分票

10月30日(日)
実施

出雲市議会議員増員選挙
 (斐川選挙区)
 選挙結果

合併に伴い、10月30日に実施した出雲市議会議員増員選挙(斐川選挙区)の結果をお知らせします。なお、今回の市議選は合併特例法の定数特例を適用したもので、

当選された新議員の任期は、現議員と同じ平成25年4月16日までとなり、次回の選挙は、全市での選挙となります。

○ 投票率

選挙当日の有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
22,218	14,692	66.13

平成22年国勢調査結果(地域別)

(平成23年10月26日島根県統計調査課発表)
 単位:人、世帯。(%)

地区名	平成22年国勢調査(平成17年との比較)			
	人口		世帯	
出雲市	171,485	(△ 1.3)	55,952	(2.1)
(出雲)	89,020	(0.2)	30,973	(2.6)
(平田)	26,908	(△ 4.1)	7,858	(△ 0.6)
(佐田)	3,816	(△ 9.4)	1,146	(△ 2.0)
(多伎)	3,767	(△ 3.5)	1,253	(△ 1.8)
(湖陵)	5,369	(△ 6.3)	1,727	(△ 1.8)
(大社)	14,916	(△ 4.3)	4,767	(△ 0.7)
(斐川)	27,689	(0.9)	8,228	(6.6)
県計	717,397	(△ 3.3)	262,219	(0.5)

※結果は市ホームページにも掲載しています。

平成22年国勢調査「確定値」
 出雲市の人口は171,485人
 171,485人。昨年10月1日現在で、全国一斉に実施した国勢調査による出雲市の人口です。

今後、産業等基本集計や人口・世帯数等の小地域集計などが順次公表され、この結果は、福祉などさまざまな施策の基礎資料となり、これを基に市政を展開していくこととなります。調査へのご協力ありがとうございました。



ここが変わる 来年度からの住民税（市・県民税） 扶養控除の見直し

平成24年度から、個人住民税（市・県民税）の扶養控除が次のとおり見直されますので、お知らせします。

年少扶養親族に対する
扶養控除の見直し

平成22年度に創設された子ども手当の給付に伴い、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。

ただし、個人住民税（市・県民税）の算定においては、年少扶養親族も含めた扶養親族の人数により、所得割額や均等割額が非課税になる所得の範囲が決まりますので、年末調整や確定申告、市県民税の申告の際には、扶養控除の対象にならない場合でも、必ず年少扶養親族を含めた扶養親族の申告をお願いします。

※給与所得者については、年末調整時に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄に16歳未満の扶養親族を必ず記入してください。

16歳～18歳の特定扶養親族の
控除額の見直し

高校の授業料無償化に伴い、16歳～22歳の特定扶養親族のうち、16歳～18歳の扶養親族に係る控除額の上乗せ部分（45万円－33万円＝12万円）が廃止され、控除額が一般の扶養親族と同額の33万円になります。

なお、19歳～22歳については、これまで同様、控除額は45万円です。

同居特別障がい者の
控除内容の見直し

平成23年度までは、特別障がい者である扶養親族が、納税者本人または本人の配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のうち、いづれかと同居の場合は、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を

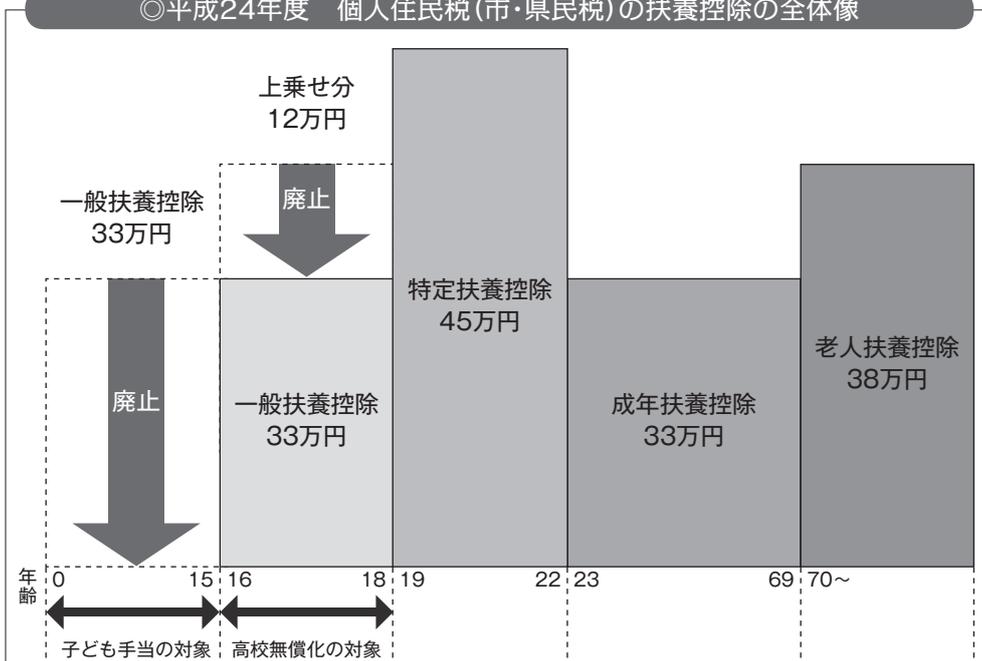
加算することになっていましたが、平成24年度からは、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、配偶者控除または扶養控除の額への23万円の加算に代えて、障がい者控除の額が30万円から53万円に引き上げられることとなります。

※配偶者控除または扶養控除への加算から障がい者控除への加算に変わっただけで、実質の控除額は変わりません。

なお、16歳未満の障がいのある方を扶養している場合は、扶養控除の対象にはなりません。障がい者控除は適用されますので、年末調整や確定申告、市県民税の申告の際には必ず記載してください。



◎平成24年度 個人住民税（市・県民税）の扶養控除の全体像



◆おたずね◆

市民税課

☎21-6898

平田支所市民生活課

☎63-5540

佐田支所市民福祉課

☎84-0115

多伎支所市民福祉課

☎86-3116

湖陵支所市民福祉課

☎43-1214

大社支所市民福祉課

☎53-3115

斐川支所税務課

☎73-9120